

介護・障害・児童福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書

介護・障害・児童福祉事業所は物価高や人件費の上昇などにより、これまで以上に厳しい経営を強いられている。特に訪問介護事業者については、2024年の基本報酬引き下げ等によって経営が逼迫している。

また、介護・障害・児童福祉従事者の賃金（賞与込み、役職者を除く）は全産業平均と比べていまだに月額約8.3万円も低い状況となっており、人手不足を解消するためには、着実に処遇改善を進めなければならない。政府は2024年度の介護報酬改定で2024年度に2.5%、2025年度に2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引き上げ等を行ったとしているが、他産業の賃上げ率を考えれば、このままの処遇では介護・障害・児童福祉分野からの更なる人材の流出は避けられない。

よって、政府に対し、介護・障害・児童福祉のサービス提供体制の維持・拡充のため、以下の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

1. 2026年4月に介護報酬、障害・児童福祉サービス等報酬の期中改定を行い、それぞれの報酬を引き上げること。
2. 速やかに、政府の処遇改善の上乗せ措置として、全ての介護・障害・児童福祉事業所で働く全ての職員に対し処遇改善を行うこと。
3. 速やかに、物価高騰に加え、今年度の最低賃金額改定の目安が過去最高額となったことを踏まえ、介護・障害・児童福祉事業所が最低賃金の引き上げ等に対応できるよう支援すること。
4. 訪問介護については、速やかに事業者へ支援金を支給するとともに、2026年4月の期中改定で基本報酬を引き上げること。
5. 介護・障害・児童福祉従事者の賃金を全産業平均の水準へ引き上げる方策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7年12月22日

大分県中津市議会